

熊谷市地域防災計画（案）—平成24年概要版—

熊谷市地域防災計画の改訂について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災で明らかになった課題や、近年全国各地で大きな被害をもたらしている風水害等の実情や法律の改正等を踏まえ、より実効性の高い地域防災計画となるよう見直しを行うこととしました。見直す内容の概要は、次のとおりです。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画 ----- P25～28

- ・自主防災組織と連携し、防災力の向上を図るため自主防災組織のネットワーク化を推進することとしました。

第2節 災害情報体制の整備 ----- P29.30

- ・有線・無線電話設備や防災行政無線等の整備・拡充について見直しを行いました。

第3節 建築物・施設等の耐震性向上 ----- P31～33

- ・緊急輸送道路沿線等における既存建築物の耐震化を図るために、新たな助成制度を検討することとしました。

第8節 防災教育 ----- P40

- ・学校における防災教育では、緊急地震速報を利用した避難訓練を新たに加えました。

第11節 災害に備えた体制整備 ----- P44～58

- ・防災活動拠点の整備では、各小学校を地区救援救護拠点としての機能を高めるため、防災資機材等を配備し備蓄を進めることとしました。
- ・救急救助体制の整備では、消防団員の活動における安全確保のため、避難誘導などについてのマニュアル作成に努めることとしました。
- ・消防力の充実強化では、消防救急デジタル無線設備の整備等を新たに加えました。
- ・給水体制の整備では、市民等が所有する井戸を災害時において、生活用水として活用するための災害井戸の登録制度を整備することとしました。
- ・帰宅困難者対策では、平時からの市民への啓発や企業への要請等とともに安否確認の方法に災害用伝言板の利用を新たに加えました。

また、関係機関との広域的な連携について見直しを行いました。

第 13 節 土砂災害予防計画 ----- P60

- ・土砂災害防止法の概要、市の土砂災害警戒区域等の現況、土砂災害警戒区域における予防対策などを定めました。

第 14 節 事故災害予防計画 ----- P61～66

- ・放射性物質事故の災害応急対策として、放射線量等の測定体制、飲料水の供給体制や広報体制の整備を新たに加えました。

第 15 節 業務継続計画 ----- P67

- ・市の業務継続計画の作成や企業等の防災対策を促進するため、業務継続計画（BCP）策定の啓発を行うこととしました。

第 16 節 女性の参画の推進 ----- P68

- ・女性のニーズを反映した防災対策の確立など男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ることとしました。

第 3 章 風水害応急対策計画

第 4 節 警報及び注意報伝達計画 ----- P79～86

- ・平成 22 年 5 月から気象警報・注意報が市町村を対象に発表されており、その基準に沿った見直しを行いました。また、気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報に関する事項を新たに加えました。

第 8 節 土砂災害その他二次災害防止計画 ----- P98～100

- ・土砂災害対策については、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に加え、情報の収集・伝達、避難誘導、二次災害の防止について、記載内容の見直しを行いました。

第 22 節 環境衛生計画 ----- P143～146

- ・動物愛護対策として、避難所に避難者とともに避難したペットについては、敷地内に動物用のスペースを確保し、動物救護を行うこととしました。

第 4 章 事故災害応急対策計画

第 4 節 放射性物質事故災害対策計画 ----- P167～169

- ・原子力発電所事故対策計画を新たに加え、放射線量等の測定体制の整備や除染基準及び除染マニュアルの整備などを定めました。

第5章 震災応急対策計画

第6節 災害広報広聴計画 ----- P192～195

- ・震災時には、市民からの電話問合せ等にコールセンターを設置し、一元的に対応することとしました。

第8節 公共施設、帰宅困難者の支援対策 ----- P199～205

- ・帰宅困難者支援策として、帰宅困難者が必要とする情報提供や帰宅活動への支援を見直すとともに、新幹線が停止した場合の対応や企業・学校等における帰宅困難者対策を新たに加えました。

第12節 避難計画 ----- P215～221

- ・避難所の自主運営体制では、女性の視点を取り入れた避難所運営を行うため、運営組織に女性が参加することについて記載しました。また、他都道府県から避難者の受入れや通信手段の確保に努めることとしました。
- ・女性への避難所対策では、女性の避難生活への配慮について記載しました。
- ・避難所生活長期化への対応として、住宅支援の実施や避難所の運営マニュアル作成に努めることとしました。

第15節 災害時要援護者等の安全確保対策 ----- P227～229

- ・福祉避難所の設置では、避難生活が長期化した場合への対応として、社会福祉施設との連携を行うこととしました。